

小田原市地域センター条例等の一部改正について

1 改正の背景

橘タウンセンターこゆるぎ（小田原市羽根尾281番地3）は、一般財団法人小田原市事業協会が建物を建設して、平成19年8月に開館しました。

現在まで、同協会が建物を所有し、地域づくり活動の活性化及び支援並びに生涯学習活動の推進を目的とした小田原市の地域センターに準じた運営を行っています。

この間、小田原市は建物取得を進め、平成29年3月末の支払いで財産取得が完了します。

このことから、平成29年4月1日に、橘タウンセンターこゆるぎを、小田原市の地域センターとするため、小田原市地域センター条例の一部改正を行うものです。

これに伴い、器具使用料の追加及び老朽化した器具の削除について、小田原市地域センター条例施行規則の一部改正も併せて行うものです。

（橘タウンセンターこゆるぎ建物の概要）

- | | | | | |
|---|----|-----------|----------|--|
| 1 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上3階建 | |
| 2 | 面積 | ①建築面積 | 423.37㎡ | |
| | | ②延床面積 | 1050.28㎡ | |
| | | ・1階 | 395.32㎡ | 案内所、住民窓口、交流ロビー、図書コーナー、
展示コーナー ※付属屋（ポンプ室）4.11㎡ |
| | | ・2階 | 340.15㎡ | ホールA、B、C |
| | | ・3階 | 314.81㎡ | 集会室、子育て支援センター |

2 改正内容

（1）小田原市地域センター条例

① 第3条関係

小田原市地域センター条例に「橘タウンセンターこゆるぎ」を追加します。

名称	位置
小田原市川東タウンセンター マロニエ	小田原市中里273番地の6
小田原市城北タウンセンター いずみ	小田原市飯田岡382番地の2
小田原市橘タウンセンター こゆるぎ	小田原市羽根尾281番地の3

② 別表関係

別表に、第3 小田原市橘タウンセンター こゆるぎを加え、ホールA、B及びC並びに集会室の項を列記します。また、第1 小田原市川東タウンセンターマロニエ中、供用されていない集会室102の項を削除します。

（2）小田原市地域センター条例施行規則

・別表（第5条関係）

第3 小田原市橘タウンセンター こゆるぎを追加し、講演台、講演脇台、司会台、平台、拡声装置、プロジェクター（含スクリーン）、スクリーン、展示パネル、ストレッチマット、姿見及び囲碁セットの項を列記します。

また、第1 小田原市川東タウンセンター マロニエ中、老朽化している七宝焼電気炉、オーバーヘッドプロジェクター、茶道具及びリヤカーを削除し、利用希望の多いスクリーンを、新たに追加します。

3 施行年月日

平成29年4月1日予定